**【令和７年度の保険料率について】**

保険料率については、事業所にお勤めの方は令和７年３月分保険料（４月３０日納付期限）から、任意継続被保険者の方は令和７年４月分保険料（４月１０日納付期限）から下記表のとおり設定いたします。

（令和６年度まで）

| 保　険　料　率 | | | | 負　担　割　合 |
|---|---|---|---|---|
| 健康保険料 | ９９/１０００ | 基本保険料率 | 54.66/1000 | 事 業 主　４９．５/１０００<br>被保険者　４９．５/１０００ |
| | | 特定保険料率 | 43.05/1000 | |
| | | 調整保険料率 | 1.29/1000 | |
| 介護保険料 | １６/１０００ | | | 事 業 主　８．０/１０００<br>被保険者　８．０/１０００ |

**（令和７年度から）**

| 保　険　料　率 | | | | 負　担　割　合 |
|---|---|---|---|---|
| **健康保険料** | ９９/１０００ | 基本保険料率 | 56.78/1000 | 事 業 主　４９．５/１０００<br>被保険者　４９．５/１０００ |
| | | 特定保険料率 | 40.92/1000 | |
| | | 調整保険料率 | 1.30/1000 | |
| **介護保険料** | １６/１０００ | | | 事 業 主　８．０/１０００<br>被保険者　８．０/１０００ |

※　健康保険料の内訳には、基本保険料（組合加入者の医療費等に充てる保険料）、特定保険料（高齢者医療医療制度による拠出金に充てる保険料）、 調整保険料（健康保険組合間の共同事業に充てる保険料）があります。

※　健康保険料の料率に変更はありませんが、内訳料率が変更になります。

※　介護保険料の料率に変更はありません。

※　40歳以上65歳未満の被保険者は、一般保険料と介護保険料が徴収されています。

※　40歳以上65歳未満の被扶養者を有する40歳未満及び65歳以上の被保険者等（特定被保険者という）について、当組合では介護保険料の徴収を行っています。